

【令和 7 年度(令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日)提出用】

佐世保市建設工事入札参加資格審査申請書 【有効期限更新】提出要領

佐世保市 契約課

佐世保市建設工事入札参加有資格者（業者登録済み）の方で、有効期限更新を希望される方は、新しい「**経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書**」（以下、「**経審**」という。）が審査機関から通知されましたら、下記により更新関係書類一式をご提出ください。

1 更新関係書類の提出期限

本市に既に提出済みの経審の「**審査基準日（決算日）から 1 年 7 か月を経過する日**」が提出期限日となります。

例）審査基準日：1 2 月 3 1 日⇒提出期限日：7 月 3 1 日

※提出期限にかかわらず早めの提出が可能です。

2 提出方法

更新関係書類一式を**契約課まで郵送又は持参**により提出してください。

なお、郵送の場合は、受付票返送用として、切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

※提出書類はフラットファイル等に綴じこむ必要はありません。

3 提出場所

佐世保市 契約課（佐世保市役所 本庁舎 1 2 階）

〒857-8585 佐世保市八幡町 1 番 10 号

電 話：0956-24-1111（内線 3207・3208）

受付時間：市役所開庁日の**午前 9 時から午後 4 時まで**

（正午から午後 1 時までを除く。）

4 提出書類（本市指定様式①、⑥、⑦及び⑧はダウンロード可）

#	提出書類・様式	提出書類記載上の注意
①	佐世保市建設工事入札参加 資格審査申請書【有効期限更新】 （本市指定様式）	受付票にも商号又は名称を記入してください。 書類作成担当者名・連絡先を記入 してください。 代表者印等の押印は不要です。
②	建設業許可確認書類【写】	国土交通省ホームページ内の『建設業者・宅建業者等企業情報検索システム』からプリントアウトした「建設業者の詳細情報」又は「建設業許可証明書」（発行から 3 か月以内で、 <u>写し可</u> ）を添付してください。

4 提出書類（続き）

#	提出書類・様式	提出書類記載上の注意
③	経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書【写】	最新の経審の写し をA4判で提出してください。 ※注 経審を電子申請されている場合は、原本確認のため、経審PDFデータの提出を求める場合があります。 最新の経審の通知が遅れている場合は、審査機関にお問い合わせ、お取り寄せのうえ提出してください。
④	佐世保市税等の滞納のない証明書 （佐世保市発行）【写】 【市内・準市内の方のみ】（注）	佐世保市内に、本店又は支店、営業所等がある方は、提出時点で 3か月以内に発行されたもの （写し可）を提出してください。
⑤	納税証明書（税務署発行）【写】	種類は「様式その3の3」で、提出時点で 3か月以内に発行されたもの （写し可）を提出してください。 市内・準市内登録の方は、様式その3で税目「消費税及び地方消費税」を選択したものでも可能です。
⑥	資格別技術者数一覧表 （本市指定様式）	別紙の記入要領を参照のうえ、作成してください。
⑦	営業所一覧表 （本市指定様式） 【該当者のみ】	本社から支店・営業所等に契約締結権等を委任されている方は提出してください。 ※支店・営業所等に契約締結権等を委任されている方は、本市に登録できる工種が、委任先で営業できる建設業許可業種に限定されますのでご注意ください。
⑧	変更届 （本市指定様式） 【該当者のみ】	登録内容に変更（工種の追加や削除、代表者等の変更など）を希望される方は、必ず添付してください。 なお、工種の追加については、 受付翌月から有効 となります。
⑨	電気工事業者届出受理通知書【写】 【該当者のみ】	国又は都道府県から交付された電気工事業者届出受理通知書の写しを提出してください。 ※「電気工事」追加登録希望の方が対象です。

（注）「市内」、「準市内」及び「市外」とは、以下の区分です。

- ・ **市内** : 佐世保市内に本店がある者
- ・ **準市内** : 佐世保市内に支店、営業所等がある者で本市の市税の滞納がない者
- ・ **市外** : 「市内」、「準市内」以外の者

《提出書類に関する注意事項》

(1) 提出書類③「**経審**」の「**技術職員数**」の合計人数が「**ゼロ**」になっている工種は、登録できません。

また、既に登録されている工種についても、更新書類提出時に当該工種の「**技術職員数**」の合計人数が「**ゼロ**」の場合は、提出時に当該工種の登録を抹消します。

抹消された工種を再度登録したい場合は、次回の経営事項審査時にその工種に技術者を配置して経営事項審査を受け、**変更届**をご提出ください。

(2) 提出書類④及び⑤は、更新関係書類の**受理日時点**で、発行から3か月以内の書類が有効です。(例)「7月20日」受理の場合、「4月21日」以降に発行された証明書が有効。

(3) 更新書類提出期限までに「4 提出書類」の書類を全て提出されない場合、「**経審切れ**」となり入札に参加できません。

郵送で提出の場合は、提出前に提出書類一式が揃っているかを再度ご確認ください。

(4) この更新手続き完了後、次回の更新手続きまでに、建設業許可が更新を迎えられる方は、建設業許可の更新手続きが完了次第、発行された「建設業許可通知書」の写しを提出してください。(FAXでの送付で可)

※ その他、有効期限更新の書類、手続き等についてご不明な点がある場合は、
佐世保市契約課（電話：0956-24-1111 内線 3207・3208）までお問合せください。

＜参考＞資格の有効期間

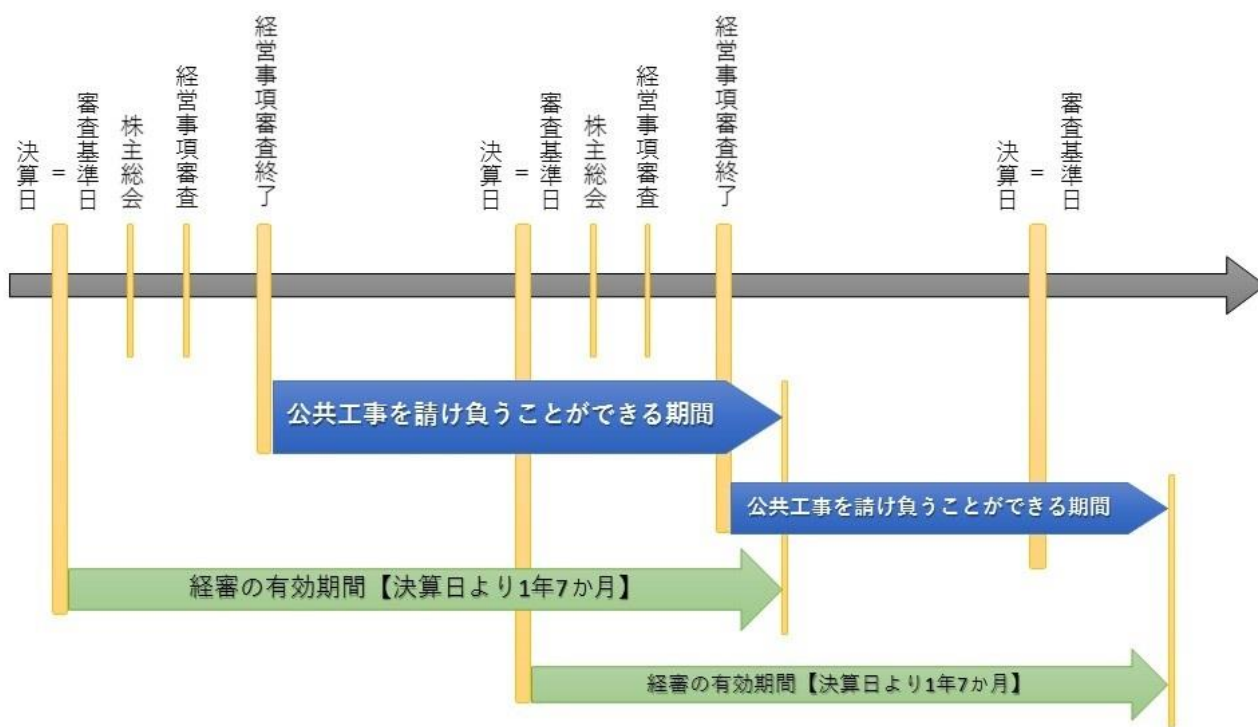
資格の有効期間は、毎年度4月1日から当該年度末の3月31日迄となっておりますが、この有効期間内に本提出要領により必要書類を提出された方については、翌年度末の3月31日まで有効期間を延長します。

ただし、本市に提出済の経審の審査基準日から2年を経過しても、本提出要領による必要書類一式が提出されなかった場合、本市の登録を抹消します。

※ 経審の審査基準日から1年7か月を経過すると「経審切れ」となり公共工事を請け負うことができなくなりますのでご注意ください。

【建設業法第27条の23、建設業法施行規則第18条の2】

公共工事を請け負うことができる期間



以 上

【令和 7 年度（令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日）提出用】

佐世保市建設工事入札参加資格審査申請書 【有効期限更新】

佐世保市建設工事入札参加資格の有効期限を翌年度末まで延長したいので、関係書類を添えて申請します。

年 月 日

佐世保市長 様

住 所
商号又は名称
代 表 者 名
(担当者名・連絡先)

【契約課使用欄】※下の枠内には、記入しないで下さい。

CHK	提 出 書 類	業者番号	受付者
	② 建設業許可確認書類 ※写		
	③ 経営事項審査結果通知書 ※写	受付印	
	④ 市税等の「滞納のない証明書」【市内・準市内のみ】 ※写		
	⑤ 税務署発行の納税証明書【様式その 3 の 3】 ※写		
	⑥ 資格別技術者数一覧表【本市指定様式】		
	⑦ 営業所一覧表【該当者のみ】		
	⑧ 変更届【現在の登録内容を変更する場合】		
	⑨ 電気工事業者届出受理通知書【該当者のみ】 ※写		1・2・3 □
		入力	確認 処理

受付票【資格の有効期限更新】

商号又は名称 様

佐世保市建設工事の入札参加資格有効期限更新に係る申請書を受付しましたので、資格の有効期限を翌年度の 3 月 3 1 日まで延長します。（業者番号は、現番号をそのまま引き継ぎます。）

なお、今回提出された経審の有効期限（1 年 7 か月）内に次回更新手続きが行われない場合は、入札に参加できなくなります。経審の審査基準日から 2 年を経過した場合は、資格の有効期限内であっても登録が抹消されます。

佐世保市 契約課

〒857-8585 佐世保市八幡町 1 番 1 0 号

電 話：0956-24-1111（内線 3207・3208）

受 付 印

【注意事項】

経営事項審査の結果に基づく技術者合計が、ゼロになっている工種については登録できません。また既に登録されている場合でも、有効期限更新時に当該工種については登録を抹消します。

⑥ 「資格別技術者数一覧表」 記入要領

【記入要領】

※ 資格別技術者数には、資格の種類ごとに、会社全体及び佐世保支店（営業所）の総資格者数を記入してください。

- ・「建設業に従事する職員数」（建設業関係の事務職員を含みます。）及び「上記の内、技術職員数」には、実数を記入してください。
- ・「資格の名称」欄の人数は、延べ人数になりますので、1人で複数の資格を有している技術職員の場合は、重複して数えてください。
- ・佐世保市に本店があっても、他に支店等がある場合は、佐世保本店の技術者名簿を会社全体分とは別に作成して下さい。

【記入例】

資格別技術者数一覧表

商号及び名称 【

TEL (- -) FAX (- -)

支店（営業所）名 【

TEL (- -) FAX (- -)

会 社 全 体		佐世保支店（営業所）	
建設業に従事する職員数：100人 （上記の内、技術職員数：85人）		建設業に従事する職員数：10人 （上記の内、技術職員数：8人）	
資 格 の 名 称	人 数	資 格 の 名 称	人 数
一級土木施工管理技士	15人	一級土木施工管理技士	2人
二級土木施工管理技士	30人	二級土木施工管理技士	3人
一級建築施工管理技士	5人	二級建築施工管理技士	3人
二級建築施工管理技士	10人	一級建築士	1人
一級建築士	5人		
二級建築士	10人		
技術士	2人		

商号及び名称【

支店（営業所）名【 】

[illegible]

營業所一覽表

[illegible]

記載要領

- 1 本表は、申請日現在で作成すること。
- 2 建設業の「主たる営業所」が登記簿上の本社（本店）と違う場合は、2行目に主たる営業所を記載すること。
- 3 「営業所名称」欄には、常時契約を締結する**本店及び支店等営業所の名称**を記載すること。
- 4 「所在地」欄には、営業所の所在地を上段から左詰めで記載すること。
- 5 「電話番号・FAX番号」欄には、上段に電話番号を、下段にFAX番号を記載することとし、市外局番、市内局番及び番号は、「—（ハイフン）」で区切ること。
- 6 「建設業許可業種」の欄には、その営業所に対応する経営事項審査を受けた建設業許可業種の欄に○印を付すること。

競争入札参加資格審査申請書（変更届）

年 月 日

佐世保市長 様

住 所 〒

商号又は名称

代表者職氏名

本件責任者氏名 _____

連絡先（固定電話番号） _____

下記のとおり、登録事項に変更がありましたので申請します。

記

1 登録業種

工事 ・ 建設コンサルタント業務 ・ 物品等 ・ 業務委託（役務）

2 変更事項（変更項目）

変更事項（変更項目）

3 変更内容

変更前	変更後	変更年月日

※系列会社に関する変更の場合は、「系列会社に関する届出書」を提出してください。
※この申請の控が必要な場合は任意様式にてご準備ください。

【佐世保市使用欄】

課長	課長補佐 (工事・コンサル)	課長補佐 (物品)	課長補佐 (委託)	物品・委託担当		工事・コンサル担当		区分	物品・委託	工事・コンサル
				適用	入力	適用	入力	受付番号		
								業者番号		
								処理日		
【合 議】									財務SYS 確認	